

別表 1—1（創業サポート窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業（栗東市）

創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none">栗東市に創業支援の創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）を設け、栗東市商工会、地域金融機関等との連携を図ることにより、年間12人以上の相談件数を目標とし、年間9人の創業者創出を目標とする。<ul style="list-style-type: none">■ 12人の根拠：（過去2年の実績平均）■ 9人の根拠：（過去2年の実績平均）※合計1名の相談員を配置することにより12人の創業者創出を達成する。創業支援対象者数：12人 創業者数：9人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>（1）創業支援等事業の内容 【既存】</p> <p>＜創業サポート窓口の業務＞</p> <ul style="list-style-type: none">栗東市に創業支援の創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）を設け、栗東市商工会、地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）及び滋賀県信用保証協会と連携しながら様々な創業時の課題解決に向けた支援を行う。創業サポート窓口（ワンストップ相談窓口）には栗東市の商工所管課の職員1人を配置し相談対応を行う。栗東市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。また、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を把握・分析し適切なコーディネートを行うことができる職員を栗東市商工会にも配置し、栗東市窓口と連携して支援を行う。 <p>創業に必要となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。</p> <p>＜創業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞</p> <ol style="list-style-type: none">ターゲット市場の見つけ方 栗東市商工会は市場ニーズを把握し、情報提供の中で共有化を図る。また、栗東市は力をいれて伸ばして行きたい市場について、ニーズ調査や事業者が行う調査への支援を行う。ビジネスモデルの構築の仕方<ul style="list-style-type: none">栗東市商工会、地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、栗東市商工会が、りっとう創業塾を実施し、ビジネスモデル構築に向けた講座を行う。（公財）滋賀県産業支援プラザのインキュベーションがオフィスの提供を行いつつ、インキュベーションマネージャーが専門家派遣・情報提供・ビジネスマッチングを支援するとともに財務、税務などのアドバイスをを行う。滋賀県よらず支援拠点が起業から安定までの各段階のニーズに応じて決め細やかな支援を行う。栗東市は地産地消の推進や行政や大企業などの市内からの調達率を高めるとともに地域の中小企業者と市民、その他の経済主体が手を取り合い地域循環型の経済を実現していくための取組みを行う。売れる商品・サービスの作り方<ul style="list-style-type: none">栗東市商工会が商品やサービスに対する専門的知見に基づき、強み、弱みを分析しアドバイスを行う。また、栗東市商工会が事業者連携のためのマッチングを行う。適正な価格の設定と効果的な販売方法について

- ・栗東市商工会が販売先、ターゲット、販売方法価格へのアドバイスを行う。
- ・栗東市商工会が、販路開拓のためのマッチング支援を行う。

5. 資金調達

- ・地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに栗東市が融資制度の紹介や活用を促すとともに、借り入れに関する信用保証料や利子等の一部補助を行う。また、栗東市商工会が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画の作成

- ・栗東市商工会が事業計画策定について、専門家とともにアドバイスを行う。
- ・地域金融機関（滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、滋賀県信用組合、京都信用金庫、日本政策金融公庫）が事業計画書のブラッシュアップを行う。

7. 許認可、手続き

- ・栗東市が商工所管課において創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。
- ・また、より詳細な知識を必要とする場合には、関係機関を紹介し、税務、労務管理、起業手続きのアドバイスを関係機関が行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

- ・栗東市商工会と滋賀県よろず支援拠点が連携し、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携について>

- ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、市が情報集約・一元化を図り、創業希望者がどのような支援を望み、どういったノウハウが不足しているかを明確にし、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・栗東市が連携している連携支援機関に相談を実施し、1カ月以上にわたり、4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の専門家のアドバイスを受け、創業サポート修了証でその旨を確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、栗東市が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を栗東市が把握することとし、常に体制改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者に対しては、その後創業の有無や実績報告等を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、滋賀県よろず支援拠点や栗東市商工会等と連携してフォローアップを行い適切な支援を行なっていくとともに、成功事例については、栗東市の広報誌やホームページへ掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・栗東市の商工所管課の1名が窓口担当者となり、公的制度の情報提供や手続き支援、創業支援等事業者である経済団体、地域金融機関への取り次ぎ、創業支援等事業のPRを市広報やホームページを活用して積極的に行う。

- 必要な予算については栗東市が予算化することとする。
- 各連携支援機関が窓口相談を受けた創業者個人情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、栗東市が一元管理をし、名簿作成を行い、また、「創業サポート修了証」を作成し、関係機関との共有を図る。
- 栗東市、栗東市商工会との連携を強化するため、適宜必要に応じて連絡会議を開催し、事業状況、改善点等について情報共有を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年6月25日 ～ 令和12年3月31日

別表 2—1（創業サポート窓口）【既存：特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 栗東市商工会</p> <p>(2) 住所 滋賀県栗東市手原3丁目1番25号</p> <p>(3) 代表者の氏名 会 長 田 中 康 人</p> <p>(4) 連絡先 TEL：077-552-0661 FAX：077-553-5263 担当者：経営支援課</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業者に対する創業サポート窓口（ワンストップ窓口相談）を栗東市商工会に設置する。 ・ 地域金融機関と連携を図ることにより、年間33人以上の相談を実施することを目標とし、内18人の創業実現を目標とする。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 33人の根拠：（過去2年の実績平均）×1.2倍 ■ 18人の根拠：（過去2年の実績平均）×1.2倍 ※合計1名の相談員を配置することにより13人の創業者創出を達成する。 （18人の創業目標のうち、年度中の創業15人、過去の相談者からの創業3人） ・ 創業支援対象者数：33人 創業者数：18人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>＜創業サポート窓口の業務＞ 【既存：特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栗東市商工会に創業支援のワンストップ個別相談窓口（創業サポート窓口）を設置する。 ・ 平日8時30分～17時15分まで、相談対応を行う。予約制とする。 ・ 創業サポート窓口にて行う指導内容は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書（ビジネスプラン含む）の作成 【経営】 栗東市商工会が事業計画書策定についてアドバイスを行う。 必要に応じて中小企業診断士等の専門家による事業計画書のブラッシュアップを行う。 また、補助金等については、栗東市、栗東市商工会が申請書作成支援を行う。 2. マーケティング戦略（販売方法、商品開発） 【販路開拓】 栗東市商工会が市場ニーズの情報提供、商品・サービスに対するアドバイス、事業者連携・販路開拓のマッチングを行う。 必要に応じて中小企業診断士等の専門家によるアドバイス支援を行う。 3. 資金計画・調達・会計 【財務】 栗東市商工会が資金計画・調達・会計・税務へのアドバイスを行い、書類作成の補助を行う。 栗東市・栗東市商工会が連携して、商店街の空き店舗での開業を支援する。 4. 人材確保・育成 【人材育成】 栗東市商工会が採用、人材育成プログラム、労務管理等のアドバイスを行う。 必要に応じて社会保険労務士等の専門家によるアドバイス支援を行う。 5. 許認可・手続き 栗東市が商工所管課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、栗東市商工会が各専門家を紹介し税務・労務・起業手続きアドバイスを行う。

- ・創業サポート窓口を活用し、1回1時間程度の相談を1カ月以上にわたり、4回以上継続的に実施し、上記の指導を受け、経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を習得したと認められる者を、特定創業支援等事業を修了したと認め、「創業サポート修了証」を発行する。
- ・事業終了後も進捗状況をフォローし、アドバイス等の継続支援を行う。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・週5日相談窓口を常設し、相談案件がある毎に対応する。相談内容等によっては、外部専門家や地域金融機関と連携してアドバイスにあたる。
- ・公的制度および手続きについての相談を希望する創業者・創業希望者は市の窓口へ取り次ぎ、市の窓口を利用した創業者・創業希望者が創業サポート窓口を希望した場合は相談を引き継ぐなどの連携をとっていく。
- ・栗東市は、市役所、図書館、コミュニティセンター等で施策のPRを行う。また、サポート修了者には、栗東市の支援制度及び公的融資等の融資制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととする。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、窓口指導内容等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに栗東市に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年4月1日～令和12年3月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和12年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、法改正第14回認定日以降の申請が対象となる。

別表 2-2 (創業塾・起業塾)【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第32項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称 栗東市商工会</p> <p>(2) 住所 滋賀県栗東市手原3丁目1番25号</p> <p>(3) 代表者の氏名 会長 田中 康人</p> <p>(4) 連絡先 TEL：077-552-0661 FAX：077-553-5263 担当者：経営支援課</p>
創業支援等事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より開催している「りっとう創業塾」を継続的に開催し、48人を支援目標とする。 ・上記受講者のうち13人の創業実現を目標とする。(過去2年の実績平均の2倍) (13人の創業目標のうち受講年度中の創業12人、過去の受講者からの創業1人) ・創業支援対象者数：48人 創業者数：13人
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>■『りっとう創業塾』【既存・特定創業支援等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回1カ月以上にわたり、4日間の塾を実施。各講座終了後、フォローアップ相談会を予約制で受講者を対象に行う。 ・栗東市商工会の会議室を利用する。 ・中小企業診断士等の専門家を招き、以下のテーマにて講座を実施する。 「創業の基礎知識、創業成功者の体験談」《経営》 「資金調達・決算書の基礎知識、創業計画書作成のポイント」《財務》 「販路開拓・補助金活用の基礎知識、公的支援制度について」《販路開拓》 「人材育成・採用の基礎知識」《人材育成》 <p><特定創業支援等事業について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講義のうち、4つの知識（経営、財務、人材育成、販路開拓）が身に付く講義を受講した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ・講義を事情等により受講できなかった場合、フォローアップ相談会で個別指導を行い、知識の習得を支援する。 <p>(2) 創業支援等事業の実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「りっとう創業塾」は、カリキュラムの策定、専門家の確保は、栗東市商工会が行い、広報、会場・教材の準備等の事務手続きを栗東市、栗東市商工会が連携して行う。 ・栗東市は、市役所、図書館、コミュニティセンター等で施策のPRを行う。また、卒業生である創業者には、栗東市の支援制度及び公的融資等の融資制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、連絡会議において、事業の実績、その後の状況など情報の共有を行う。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取扱いの了解を得て、事業終了後直ちに栗東市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
<p>平成27年4月1日～令和12年3月31日 変更箇所については、令和6年6月25日 ～ 令和12年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、法改正第14回認定日以降の申請が対象となる。</p>

